１．事業計画の基本方針

我が国の景気は、コロナ禍が落ち着き始め回復基調にありますが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化と中東情勢の緊迫化を契機とする世界的な物価の高騰や円安の影響等により、肥料・飼料を始め、資材価格の高騰が続いており、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっております。

さらに、近年は線状降水帯による大規模な水害を始めとした予期せぬ自然災害が全国各地で頻発しており、農業者の経営努力だけでは避けることのできないリスクへのセーフティネットの必要性が年々増しています。

このような状況の中、農業共済は、幾多の自然災害等に対して共済金の早期支払いや損害防止活動により、被災した農業者の経営再開・営農継続を強く支援し、収入保険は自然災害のほか市場価格の低下等、あらゆるリスクに対応することにより、農業経営と地域経済の安定に大きく貢献しております。

令和６年度は、組合設立３年目となりますが、農業共済綱領に掲げている「いつも農家のことを考えて働こう」を今までもこれからも第一義とし、組合員との接点を大切にしながら、全ての農業者にセーフティネットを提供するため、加入推進並びに適切な損害評価を実施してまいります。

本年度もこれまで組合員から得た信頼をより強固なものとするため、農業者とのつながりを深め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの実践等に取り組み、業務運営の効率化や運営基盤の強化を図り、農業共済並びに収入保険（以下、農業保険と称します）の定着と加入率の向上を目標に円滑な事業運営に努めてまいります。さらに、職員の人材育成に努めながら、職員スキルの平準化を目指すとともに活力ある職場風土を構築し、組合員へのサービス向上に努めてまいります。

また、合併時に掲げた組織運営の課題（①旧組合ごとに設定している賦課金・診療諸料金等の見直し、②業務量等に応じた職員の適正配置、③損害防止事業のあり方）に係る設立後３か年における検討内容を総括するとともに、組合外の利害関係者に説明する財務会計のほかに組合内の経営に活用する管理会計を導入することで、財務健全化を図るための組織機構改編を段階的に実現し、それに応じた業務プロセスの見直しを行うことにより、経営課題等の解決を図ってまいります。

以上のことを踏まえ、本年度においては、次の事項を柱として取り組みます。

（１）農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充
（２）農業保険の適正実施
（３）損害防止事業等の実施
（４）コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備
（５）組織運営基盤の強化
（６）組合運営改善に向けた取組み

（１）農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充

自然災害、収入減少等のリスクが発生した際の地域のコミュニティ維持を側面的に支援するため、「無保険者を無くすこと」を目標に加入推進に取り組んでまいります。

農業保険への加入要件を整理した農業者リストを活用し、農業者の方へ制度の仕組みについて丁寧に説明を行うとともに、掛金・共済金等の試算も行いながら継続加入の維持と新規加入の拡大を図ってまいります。

また、未加入要因の緻密な分析による加入推進方策の構築と加入意思の全戸確認を実施するとともに、地区別懇談会及びＮＯＳＡＩ部長会議等を通じ、農業保険の理解浸透を図ってまいります。

特に全国的に加入目標が掲げられている園芸施設共済の戸数加入率の向上については、目標の加入率 80％達成に向けて個別推進を基軸に未加入者へ一層の制度理解の促進を図り、加入推進に取り組んでまいります。

さらに、ＪＡ等地域の関係機関と密接な連携を図りながら、農業保険を円滑に推進する効果的な協力体制を構築してまいります。

ア．農作物共済

（ア）補償の充実を図るため、水稲品質方式及び全相殺方式への移行と最高補償割合・最高金額の選択を推進してまいります。

（イ）水稲について、白色申告者は税申告関係書類による全相殺方式への加入が可能なことから、半相殺方式から全相殺方式への移行を積極的に推進してまいります。

（ウ）危険段階別掛金率の一般改定年にあたり、加入者には丁寧な説明を行い、特に掛金が大きく増高する組合員にあっては、収入保険との掛金等の比較を示し、継続加入又は収入保険への切り替えを推進してまいります。

イ．家畜共済

（ア）農業者リストを基に有資格者及び頭数を把握し、継続加入の維持及び死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を推進してまいります。

（イ）未加入者については、災害が発生しても経営を持続できるように経営リスク全般の備えとして、農業者のニーズに合った加入方式（事故除外方式など）を提案し、加入を推進してまいります。

（ウ）牛・馬についても画像による死亡畜の事故確認が可能になったことから、防疫上、現地確認できないことを理由に引き受けできなかった未加入者の加入推進を図ってまいります。

ウ．果樹共済

（ア）栽培実態及び面積を的確に把握し、りんごは令和６年産半相殺減収総合短縮方式の加入推進を行うとともに、令和７年産全相殺減収方式及び地域インデックス方式を積極的に推進してまいります。ぶどうは令和７

年産災害収入共済方式について継続加入を含め推進し、災害収入共済方式の加入要件に該当しない農業者に対しては、全相殺減収方式への加入推進を行い、新規加入の拡大を図ってまいります。

また、樹体共済は、果樹経営支援対策事業の小規模園地整備等を申請する場合、農業保険への加入が要件化されており、特に醸造用ぶどうの新規就農者が活用する場合が多いことから、ＪＡ及び市町村等との連携を強化し、加入拡大を図ってまいります。

（イ）青色申告を実施している農業者に対しては、補償割合の高い収入保険への加入を推進し、白色申告者に対しては果樹共済の加入を推進するとともに青色申告への移行を推進してまいります。

エ．畑作物共済

（ア）補償の充実を図るため、「小豆・いんげん全相殺方式」への移行と最高補償割合・最高金額の選択を推進してまいります。

（イ）継続加入を維持するとともに、加入率の低い地区については、個別推進の実施等により、新規加入の拡大を図り、加入率向上を目指してまいります。

オ．園芸施設共済

（ア）有資格者及び棟数を的確に把握し、復旧費用及び撤去費用に加え、付保割合の追加特約及び小損害不填補特約等、農業者個々のニーズに沿った加入方式を丁寧に説明するとともに集団加入割引等を積極的にＰＲし、継続加入の維持及び新規加入の拡大を図ってまいります。

また、施設内農作物加入者で青色申告を実施している加入者に対しては、収入保険への移行を推進してまいります。

（イ）ＪＡ等関係機関との協力体制をより強固にし、地域全体で加入推進に取り組むことを目的に、状況に応じて定例的に役職員による加入推進協議会を各拠点で開催してまいります。

（ウ）加入申込手続きの利便性を高めるために国が提供する農林水産省共通申請サービスの普及、啓蒙に取り組んでまいります。

（エ）危険段階別掛金率の一般改定年にあたり、加入者には丁寧な説明を行い、継続加入を推進してまいります。

カ．保管中農産物補償共済

（ア）収穫共済の加入推進と併せて保管中農産物補償共済について、周知を図ってまいります。

（イ）保管中農産物について、ＪＡ共済等の類似保険への加入状況を確認し、農業者にとってメリットのある加入を推進してまいります。

キ．農業経営収入保険

（ア）農業者リストを基に、農林水産省の助言や関係機関等の協力を得ながら、継続加入の維持と未加入者への戸別訪問等による新規加入の拡大に努めるとともに、農業保険未加入者への加入推進は農業共済と併せ、効率的かつ積極的に行ってまいります。農業共済に加入する青色申告者には、収入保険に加入するメリットが大きい場合は収入保険への移行を積極的に推進してまいります。また、国が提供する農林水産省共通申請サービスを利用し、加入者がパソコンなどから収入保険の手続きをする「インターネット申請」の普及やそのサポートを行ってまいります。

（イ）統括センター及び支所を含めた全道レベルの「収入保険推進協議会」を開催し、加入推進方針や方策を策定するとともに、関係機関等に対し加入推進の協力要請を行います。また、収入保険加入支援事業を有効活用し加入の拡大を図ってまいります。

（ウ）補償の充実のため、最高補償割合・最大支払率の選択を推進してまいります。

（エ）野菜価格安定対策事業との同時利用の特例は令和６年契約の新規加入までで終了となり、既に特例を適用している加入者は２年間（令和４年及び５年契約の新規加入の同時利用者は１年間延長）利用できることを周知し、加入の拡大を図ってまいります。また、令和３年契約の新規加入の同時利用者は、令和６年契約から同時利用の特例が適用できないことを加入者及び関係団体に周知し、収入保険の加入推進を実施してまいります。

令和６年度加入計画　６，５００経営体　　単位：経営体

みなみ	道央	十勝	ひがし	オホーツク	合計
2,216	3,635	118	35	496	6,500

（２）農業保険の適正実施

コンプライアンス基本方針に基づき、要綱等を遵守し、職員個々が制度研修会等を通じて制度の理解を深め、ガバナンス強化と農業保険の適正な実施に取り組んでまいります。

また、ＪＡ等集荷取扱業者に対して売渡数量等データの早期提示協力を求め、共済金の早期支払いに努めてまいります。

なお、農業共済事業ニーズ調査を通じて、未実施品目及び引受方式等の追加導入の検討を実施してまいります。

ア．農作物共済

（ア）経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引き受けの誤り防止に努めてまいります。

（イ）作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関等と連携のうえ概況把握に努めてまいります。
（ウ）半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程に配慮し、実測調査の適正実施に努めてまいります。
（エ）被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及び一筆全損耕地又は一筆半損耕地を有する組合員については、共済金の仮渡しを都度実施してまいります。また、災害の発生状況によりましては、共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

イ．家畜共済
（ア）事務取扱要領に基づいた適正な「個体評価基準」を定め、適正な価額の範囲で引き受けに努めてまいります。
（イ）事故発生状況を分析し、情報の共有を図り損害防止に努めてまいります。
（ウ）損害認定準則に基づく適正な損害評価を実施するとともに、廃用認定基準や免責基準等により公正公平な取扱いに努めてまいります。
（エ）病傷事故診断書等の審査を実施し、病傷給付基準に基づく適正な取扱いに努めてまいります。
（オ）職員実務研修等を通じて事務処理、病傷給付及び廃用認定の適正な執行に努めてまいります。

ウ．果樹共済
（ア）作柄の把握と関係機関等からの情報収集及び出荷団体からの協力を得て共済事故の早期把握に努めてまいります。
（イ）りんご地域インデックス方式の損害評価については、適切な被害申告の実施を組合員に依頼し、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の早期支払いに努めてまいります。
（ウ）樹体共済について、統一的な現地評価を実施するため、樹体共済の損害評価の取扱いに基づき、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の支払いに努めてまいります。

エ．畑作物共済
（ア）経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引き受けの誤り防止に努めてまいります。
　また、畑作台帳を整備の上、連作の有無及び作付け基準に基づいた輪作体系を確認し、引き受けの適正化を図ってまいります。
（イ）作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関等と連携の上、概況把握に努めてまいります。
（ウ）半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程に配慮し、実測調査の適正実施に努めてまいります。

（エ）被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及びてん菜特定被害組合員については、共済金の仮渡しを都度実施してまいります。

また、災害の発生状況によりましては、共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

オ．園芸施設共済

（ア）施設の設置状況や被覆実態に基づいた異動通知を依頼し、適正な引き受けに努めてまいります。

（イ）適正な損害評価と早期修復による施設内農作物保全のため、速やかな損害通知の報告を依頼し、迅速な損害評価を行ってまいります。

カ．保管中農産物補償共済

事務取扱マニュアルに基づき、適正な引き受け及び損害評価の適正実施に努めてまいります。

キ．農業経営収入保険

（ア）ＮＯＳＡＩ全国連との業務委託契約の遂行にあっては、秘密保持基準に則り、適正業務の実施に努めてまいります。

（イ）職員を対象に研修会を開催し、実務知識向上及び秘密保持等の正しい理解に向けて努めてまいります。

（ウ）加入者に対し、つなぎ資金の貸付制度を十分に説明し、保険金等の支払いが見込まれる加入者には、制度を有効に活用できるよう努めてまいります。

ク．損害評価会の運営方策

農業共済の適正運営を期するため、必要の都度、損害評価会及び各部会を開催し、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の各部会に対しては、損害評価の適正化、損害認定、事故の取扱い及び損害防止についての意見を求めてまいります。

＜部会の開催計画＞

区　　分	委員数	開　　催　　計　　画
農作物共済部会	９名	農作物損害評価高の審議（７月・11月・12月・３月）
家畜共済部会	10名	家畜個体評価基準及び廃用家畜肉皮等残存物価額基準単価等についての審議（11月）
果樹共済部会	４名	果樹損害評価高の審議（７月・11月）
畑作物共済部会	９名	畑作物損害評価高の審議（７月・12月・１月・３月）
園芸施設共済部会	４名	園芸施設共済事故に対する審議（３月）

（３）損害防止事業等の実施

農業生産過程で発生するリスクの低減及び組合事業運営の安定化に資するため、損害防止用農業機械貸付事業及び家畜損害防止事業を円滑に進めるほか、関係機関等との連携強化を図りながら損害防止事業と人工授精事業を実施してまいります。

ア．農作物共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係

農業保険加入者が行う農産物の病害虫による損害の未然防止と安全で高品質な農産物の生産性向上等のため、組合が定める「防除等機械貸付規則」に基づき損害防止事業を行ってまいります。

＜貸付計画＞

区　　分	機　　種　　等	令和６年度計画	
		台数	金額
水　　稲	水稲自走式動力噴霧機（ブーム別）	1台	9,293千円
	水田除草用ラジコンボート	－	－
	田植機（防除等の機能を有するもの）	1台	6,381千円
麦・畑作物	麦畑作走行式動力噴霧機（ブーム型）	7台	55,124千円
水稲・麦・畑作物	融雪剤散布機	－	－
	レーザーレベラー	－	－
	無人航空機（無人ヘリ及びドローン）	3台	31,034千円
園芸施設	園芸施設用除雪機	4台	15,093千円
	園芸施設用動力噴霧機	－	－
合　　計		**16台**	**116,925千円**

イ．家畜共済関係

（ア）特定損害防止事業

繁殖障害、乳房炎、周産期疾患、牛伝染性リンパ腫等を対象に総事業費532,620千円の事業計画を策定し、特定損害防止事業実施要領に基づき適切な実施に努めてまいります。

なお、農林水産省承認前のため、事業費の修正があり得ることを了承願います。

＜特定損害防止事業実施計画＞

区　　分	乳用牛	肉用牛	豚	合　　計
指示頭数	153,646頭	21,680頭	1,288頭	176,614頭
事 業 費	469,807千円	61,577千円	1,236千円	532,620千円

（イ）一般損害防止事業

業務勘定及び積立金の状況を勘案のうえ、感染症を対象に総事業費55,000千円の事業計画を策定し、疾病の未然防止、拡大防止に努めてまいります。

なお、財務状況により事業費の変更があり得ることを了承願います。

＜一般損害防止事業実施計画＞

事業名	感染症対策事業	合　計
事業費	55,000千円	55,000千円

ウ．人工授精事業（一部地域を除く）

組合員の経営安定と生産性向上を図るため、家畜の育種改良・増殖に積極的に取り組み、安定した子牛生産に努めてまいります。

（４）コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備

農林水産省が示す「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、ガバナンスの強化を図り、内部牽制機能が十分に発揮できる体制づくりに努めてまいります。

ア．組織運営体制

（ア）総代会

業務報告書、事業計画書を承認する意思決定機関として通常総代会を令和６年６月７日に開催いたします。

また、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

（イ）理事会

組織運営並びに制度及び事業の適正実施を期するため、定款及び理事会運営規則に基づき理事会を定期的に開催してまいります。

また、理事会の下に設置した各種専門委員会で、部門ごとの課題を検討してまいります。

（ウ）監事会

組合の健全な運営を期するため、組合の財産の状況及び理事の業務執行状況について、定款及び監事監査規則に基づき的確な監査を実施してまいります。

具体的には、定時監査として５月に決算監査及び 10 月に中間監査を実施し必要に応じて臨時監査を随時実施してまいります。

イ．コンプライアンス態勢の強化

組合員からの信頼に応えるため、法令・定款・諸規則等に沿った業務運営の実行に向け、コンプライアンス規則の遵守と毎年度定めるコンプライアンスプログラムの確実な実践に努めてまいります。

ウ．事務執行体制

本所については参事統括のもと、総務・人事・農作・家畜の４部と総合企画室並びに内部監査室の２室体制とし、総合企画室では急務である合併後の

諸課題の解決に向けて、部署間を横断しながら検討を進めてまいります。

また、センターにおいてはみなみ統括センターに続き、令和５年８月に札幌市の本所事務所に道央統括センターを移転しておりますが、前年度と同様に５つの統括センター（みなみ、道央、十勝、ひがし、オホーツク）を軸に、みなみ統括センターに５支所（石狩支所は江別市の研修所に移転を予定）、道央統括センターに９支所、十勝統括センターに６支所、ひがし統括センターに６支所、オホーツク統括センターに３支所を配置し、支所の下に家畜診療所及び出張所を置いた執行体制で臨んでまいります。

（５）組織運営基盤の強化

将来に亘り安定的な組合運営に資するため、農業保険の普及と定着に向けた不断の取り組みに配意するとともに、適切な事務処理及び職員の育成に努めながら、組織運営基盤が強化されるよう努めてまいります。

ア．ＮＯＳＡＩ部長及び損害評価員との連携

組合員とＮＯＳＡＩ役職員とのパイプ役として、各地域にＮＯＳＡＩ部長を委嘱し、引き続き各地域でＮＯＳＡＩ部長会議を開催し、共済事業の推進、その他日常の組合業務の連絡協調を図ってまいります。

また、各地域に損害評価員を任命し、地域の損害評価を適正かつ円滑に実施してまいります。

イ．広報・広聴活動体制整備及び広報媒体の効果的活用

農業保険の普及・定着に資するため、組合広報紙を定期的に発行するほか、ホームページ・農業共済新聞・ＳＮＳ等広報媒体ごとの特性を活かし、制度改正の動向、組合の運営状況等の情報を発信し、ＮＯＳＡＩの活動内容を理解してもらうよう努めてまいります。

また、地区別懇談会の開催、組合員や地域の集団等への勉強会・研修会等を適時開催し、地域に根付いた組合員との接点を指示・強化できるよう努めてまいります。

ウ．リスク管理体制の強化

組合の業務遂行に影響を与えるリスクを把握し、役職員全てがリスク管理の担い手であることを認識したうえで、適切なリスク管理に努めてまいります。

また、会計や業務運営の適正実施に係り、内部監査室による内部監査を実施し、内部牽制機能の強化を図ってまいります。

エ．人材育成及び人事評価

人材育成ビジョンを明示し、求められる人材像に向けて、人事評価制度、職場内研修（ＯＪＴ）及び外部研修（ＯＦＦ－ＪＴ）を組み合せながら、中

長期的に職員の育成に努めてまいります。

また、職員個々の能力や実績等を把握し、適正なジョブローテーションをもって適材適所の人事配置に努めてまいります。

オ．情報システムの効果的な運用

情報資産を適正に保護、管理するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策の強化を引き続き講じてまいります。特にマルウェア及びサイバー攻撃等は年々巧妙化しており、専門的な知識を有する者が 24 時間 365 日で監視しなければ組合が有する情報を守ることができないことから、セキュリティオペレーションセンター(SOC)を業務委託により設置することでセキュリティ対策の強化に努めてまいります。

各事業システムにおいては、適正管理及び円滑な運用に努めるほか、効率的かつ合理的な事務処理及び業務の的確な遂行に資するため、学習管理システム、電子決裁システム及び就労管理システム等を運用し、必要に応じてシステムの適正な改修及び導入に努めてまいります。

カ．家畜診療所の運営

家畜診療所は、家畜診療所運営規則に基づき地域家畜診療施設の拠点として診療業務、人工授精業務及び損害防止活動を実施し、家畜衛生並びに酪農・畜産農家の経営安定の支援に努めてまいります。

そのために、畜産関係団体との連携や、講習研修会等への参加等を通じて技術職員の知識と技術の向上に努めてまいります。

また、家畜診療所が地域で果たす社会的役割を踏まえ、組合員の多様なニーズに応えるべく、国と道に協力を願い、通信機器を用いた高度で有効なオンライン診療等を実施し、家畜診療所のより効率的な運営を図るとともに、健全な運営に向け診療所収支の検証を行って経費節減に努めてまいります。

新規獣医師の採用確保については、臨床実習等を利用したインターンシップを実施するほか、インターネットや ＷＥＢ面談、ＳＮＳ等を有効利用し、地域農業や職場の魅力を発信するとともに、獣医学系大学と積極的に連携を図り、志望学生の確保に努めてまいります。なお、獣医師の採用に加え、人工授精師を含めた診療体制の整備に努めてまいります。

キ．「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

令和５年度から実施した全国統一の「未来へつなぐ」サポート運動が２年目を迎えることから１年目の成果を検証し「安心を全ての農家に届けよう」の運動目標のもと、行動スローガン「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を実践するとともに、農業共済と収入保険を一体的に普及推進し、すべての農業者に安心のネットワークを広げてまいります。

ク．余裕金の運用

国が示す指導事項を遵守した余裕金運用基本方針を策定したうえで、定期預金及び有価証券による余裕金の運用を行い、定期預金については共済金支払い資金とし、利息収入を目的とした有価証券については償還年度別の償還額及び債券種別の構成（ポートフォリオ）に配意するなど、安全性と換価性を最優先とした運用に努めてまいります。

ケ．国事務費負担金等の確保

農家負担の軽減に繋がる共済掛金国庫負担金等及び農業保険の円滑な運用に必要な国事務費負担金等の国予算確保に向け、全国のＮＯＳＡＩ団体と連携し要請に努めてまいります。

（６）組合運営改善に向けた取組み

組合経営ではとりわけ家畜診療所が厳しく、この経営改善が喫緊の課題となることから、診療所ごとの収支を定期的に分析し、改善方策を検討するとともに、並行して管理会計の導入準備を進めてまいります。

また、管理会計を取り入れた組織機構の改編及び改定賦課金の検討結果に基づく各部署の業務職員の適正配置、家畜診療所においては業務量と診療所収入に基づく診療所職員の適正配置を実施する中、今までどおりのサービスが提供できるように業務プロセスの改善による組織機構のスリム化と、建設計画等の見直しによる建設引当金の縮減を再検討してまいります。加えて、中長期経営計画を都度策定することで、組合運営の改善に努めてまいります。

ア．中長期経営計画の策定

組合の財務健全化、ガバナンスの強化及び業務プロセスの効率化を見据えた中長期計画を策定に努めてまいります。

（ア）機構改革

みなみ統括センターの業務拠点を２拠点、道央統括センターについては３拠点に集約し、ガバナンスの強化及び業務プロセスのさらなる効率化に努めてまいります。

（イ）管理会計の導入と職員の適正配置

管理会計の導入により各拠点の採算を的確に把握することで農業保険、獣医療及び家畜人工授精業務に支障を来たさないよう業務量、賦課金及び家畜診療所収入に見合った職員配置の実現に努めてまいります。

（ウ）サービスの質の向上

定期的な人事異動、拠点間の応受援により、サービスの質を向上してまいります。

（エ）建設引当金の縮減

昨今の建設費高騰により再建築に必要な経費として積み立てている建

設引当金も増高することから、建設計画等の見直しにより建設引当金の縮減について検討してまいります。

イ．事務費賦課金単価の改定

事務費賦課金単価の統一については、最低単価に合わせることは組織運営上厳しい状況にあることから、第一段階として賦課方法の変更によるセンター間の賦課単価格差の圧縮を行い、令和７年４月１日責任開始の共済事業（ただし、農作物共済の麦は７年産）から適用することについてご理解を賜り、改定内容の周知徹底に努めてまいります。

ウ．診療諸料金等の基準

家畜診療諸料金等の基準は令和５年度に改定された診療点数表に基づいて改正するとともに、組合員ニーズの変化に合わせた生産支援事業の内容と料金体系を全面的に見直しております。

また、令和６年度に適用する診療諸料金は、改正した基準に基づいて必要最低限の調整を行うことと従来ほぼ無償で行っていた診療を廃止することについて了承願います。

令和７年度以降の診療諸料金は、診療区域の再編と併せて収支改善状況を確認しながら適宜見直しを検討してまいります。

エ．職員の採用

令和９年度までの業務職員の退職者数は多く見込まれますが、業務勘定収支状況に応じた人員の採用に努めてまいります。また、獣医師及び人工授精師の技術職員にあっても診療体制について検討し、毎年度必要最低限の人員の確保と採算に見合った適正な人員配置に努めてまいります。

オ．家畜一般損害防止事業の展開

家畜一般損害防止事業にあっては、業務勘定及び積立金の状況を勘案のうえ、予算の範囲内で統括センターごとに事業計画を策定し実施するとともに、引き続き、一般損害防止事業のあり方の精査・検討に努めてまいります。

（７）予算統制

収支予算書に基づき、適正な予算執行を行い、常に経費の節減に努めるとともに収支の実態を把握し、財務の健全化及び効率的な運営を図るよう予算統制に努めてまいります。また、定款、経理処理要領、経理規則に基づき、適正な経理処理に努めてまいります。

（８）主な固定資産の取得、処分及び修繕の計画

【取得計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	みなみ	石狩支所（江別）	建物 構築物	車庫・アスファルト舗装	86,020千円	令和5年度計画の順延
2	道央	上川中央	土地	駐車場整地	11,000千円	令和5年度計画の順延
3	道央	留萌支所	建物	職員住宅新築（苫前）	24,000千円	令和5年度計画の順延
4	道央	留萌支所	建物	住宅物置２棟（天塩）	1,540千円	
5	道央	留萌支所	建物	倉庫シャッター交換等	500千円	
6	道央	宗谷支所	建物	住宅物置２棟（浜頓別）	1,540千円	
7	道央	宗谷支所	建物	住宅物置（枝幸）	770千円	
8	道央	宗谷支所	建物	喫煙所（ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ　ｲﾅﾊﾞSMK-47HKN）	770千円	令和5年度計画の順延
9	道央	留萌北部診療所	構築物	車庫前　舗装工事	5,000千円	
10	道央	宗谷中部診療所	構築物	外灯新設	400千円	
11	十勝	ｾﾝﾀｰ	建物	女子トイレ改修工事（洋式2基）	1,320千円	
12	十勝	中部支所	建物	女子更衣室等改修工事	6,930千円	
13	十勝	東部支所	建物	女子更衣室等改修工事	10,670千円	
14	十勝	東部支所	建物	住宅物置（幕別）	440千円	
15	十勝	西部支所	建物	車庫	11,660千円	４台
16	十勝	陸別診療所	土地	診療所増設に伴う土地購入	4,000千円	
17	十勝	陸別診療所	建物	診療所増設（手術室）	325,000千円	令和5年度計画の順延
18	ひがし	釧路中部支所	建物	釧路中部支所建設工事	586,000千円	令和5年度着工、6年完成予定
19	ひがし	釧路中部支所	建物	釧路中部支所建設工事監理料	11,220千円	
20	ひがし	釧路中部支所	建物	釧路中部支所保管庫	202千円	２台
21	ｵﾎｰﾂｸ	センター	建物	事務所入り口自動ドア改修	1,700千円	
22	ｵﾎｰﾂｸ	湧別診療所	建物	車庫　追加工事	5,500千円	

【処分計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
1	みなみ	石狩支所	土地	土地　石狩支所敷地	昭和62年4月6日	令和5年度計画の順延
2	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所事務所	昭和62年12月27日	令和5年度計画の順延
3	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所実測試料乾燥施設	平成12年10月6日	令和5年度計画の順延
4	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所車庫（支所車両）	平成24年10月9日	令和5年度計画の順延
5	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所実測試料調整センター	平成26年12月5日	令和5年度計画の順延
6	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所物置（浄化槽ブロアー収納用）	平成27年7月31日	令和5年度計画の順延
7	みなみ	石狩支所	建物	石狩支所物置（北部家畜診療センター廃棄物）	令和1年8月31日	令和5年度計画の順延
8	みなみ	いぶり支所	土地	土地　安平町追分公宅敷地	昭和51年4月1日	
9	みなみ	いぶり支所	土地	土地　安平町早来公宅敷地	昭和45年9月1日	
10	みなみ	いぶり支所	建物	いぶり支所実測試料調製所	平成25年8月12日	
11	みなみ	いぶり支所	建物	いぶり支所実測試料調製所物置	平成25年7月31日	
12	道央	上川中央支所	土地	土地　美瑛公宅敷地	昭和41年5月12日	令和5年度計画の順延
13	道央	上川中央支所	土地	土地　美瑛公宅敷地	昭和44年11月24日	令和5年度計画の順延
14	道央	宗谷支所	土地	土地　歌登公宅敷地	昭和56年5月21日	令和5年度計画の順延
15	道央	上川中央支所	建物	公宅　美瑛　1-1-2	平成4年8月14日	令和5年度計画の順延
16	道央	上川中央支所	建物	公宅　美瑛　1-5	平成4年8月14日	令和5年度計画の順延
17	道央	留萌支所	建物	公宅　苫前	昭和60年7月12日	
18	道央	留萌支所	建物	車庫（苫前公宅）	平成17年4月28日	
19	道央	留萌支所	建物	物置（苫前公宅）	平成26年9月10日	
20	道央	留萌支所	建物	車庫（問寒別公宅）	平成25年12月26日	
21	道央	留萌支所	建物	物置（問寒別公宅）	令和4年12月6日	
22	道央	宗谷支所	建物	住宅（歌登）	昭和57年10月31日	
23	道央	宗谷支所	建物	住宅付属車庫（歌登）	平成3年7月9日	
24	道央	宗谷支所	建物	住宅付属物置（歌登）	昭和57年10月31日	
25	道央	宗谷支所	建物	物置（浜頓別公宅）	平成21年10月6日	
26	道央	宗谷支所	建物	物置（浜頓別公宅）	平成16年11月19日	
27	道央	宗谷支所	建物	物置（枝幸公宅）	平成18年3月31日	
28	十勝	浦幌診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成元年12月1日	令和5年度計画の順延
29	十勝	浦幌診療所	建物	事務所兼家畜診療所（トイレ改修）	平成27年10月19日	令和5年度計画の順延
30	十勝	浦幌診療所	建物	事務所兼家畜診療所（女子更衣室増改築）	平成28年10月21日	令和5年度計画の順延
31	十勝	浦幌診療所	建物	事務所兼家畜診療所（診療所プラットホーム改修）	平成30年7月30日	令和5年度計画の順延

【処分計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
32	十勝	浦幌診療所	建物	物置（9㎡）	昭和60年7月23日	令和5年度計画の順延
33	十勝	浦幌診療所	建物	車庫（9㎡）	昭和60年7月23日	令和5年度計画の順延
34	十勝	浦幌診療所	建物	車庫（28㎡）	平成3年9月17日	令和5年度計画の順延
35	十勝	浦幌診療所	建物	車庫（34㎡）	平成13年8月27日	令和5年度計画の順延
36	十勝	浦幌診療所	建物	車庫（87㎡）	平成13年8月27日	令和5年度計画の順延
37	十勝	浦幌診療所	建物	物置（8㎡）	平成18年9月21日	令和5年度計画の順延
38	十勝	浦幌診療所	建物	枠場	平成4年10月30日	令和5年度計画の順延
39	十勝	浦幌診療所	建物	クレーンアーム	平成12年12月25日	令和5年度計画の順延
40	十勝	浦幌診療所	建物	看板	平成16年10月21日	令和5年度計画の順延
41	十勝	浦幌診療所	建物	パドック柵	平成24年9月21日	令和5年度計画の順延
42	十勝	南部支所	土地	職員住宅用地（4筆、1,763㎡）	平成5年6月4日	忠類地区 令和5年度計画の順延
43	十勝	南部支所	建物	職員住宅（79㎡）	平成6年11月15日	忠類地区 令和5年度計画の順延
44	十勝	南部支所	土地	雑種地（3筆、1,560㎡）	昭和49年4月30日	中札内地区
45	十勝	西部支所	土地	宅地等（2筆、1,400㎡）	昭和53年10月2日	清水地区 令和5年度計画の順延
46	十勝	東部支所	土地	宅地（436㎡）	昭和56年6月16日	幕別地区 令和5年度計画の順延
47	十勝	東部支所	建物	職員住宅（2棟、116㎡）	昭和56年6月25日	幕別地区 令和5年度計画の順延
48	十勝	東部支所	建物	車庫（29.16㎡）	昭和56年10月22日	幕別地区 令和5年度計画の順延
49	十勝	東部支所	建物	物置（2棟、7.92㎡）	平成14年11月21日	幕別地区 令和5年度計画の順延
50	十勝	北西部支所	土地	宅地(3,849㎡)	平成2年1月31日	上士幌地区 令和5年度計画の順延
51	十勝	東部支所	建物	乾燥調製施設（48.6㎡）	平成3年8月30日	豊頃地区
52	ひがし	釧路東部支所厚岸家畜診療所	建物	厚岸町白浜住宅77-42-15	昭和61年7月19日	
53	ひがし	釧路東部支所厚岸家畜診療所	建物	厚岸町白浜住宅77-42-15解体工事に伴うアスベスト調査費	昭和61年7月19日	
54	ひがし	釧路東部支所厚岸家畜診療所	建物	厚岸町白浜住宅77-42-16	昭和62年8月31日	
55	ひがし	釧路東部支所厚岸家畜診療所	建物	厚岸町白浜住宅77-42-16解体工事に伴うアスベスト調査費	昭和62年8月31日	
56	ひがし	釧路中部支所	建物	釧路中部支所	昭和52年5月31日	
57	ひがし	釧路中部支所	建物	釧路中部支所解体工事に伴うアスベスト調査費	昭和52年5月31日	

【修繕計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	本所	江別研修所	建物	石狩支所移転に伴う改修工事	41,910千円	令和5年度計画の順延
2	ひがし	釧路西部支所	建物	ガスHP改修工事	16,200千円	

別紙　組織機構図

（1）北海道農業共済組合　機構図

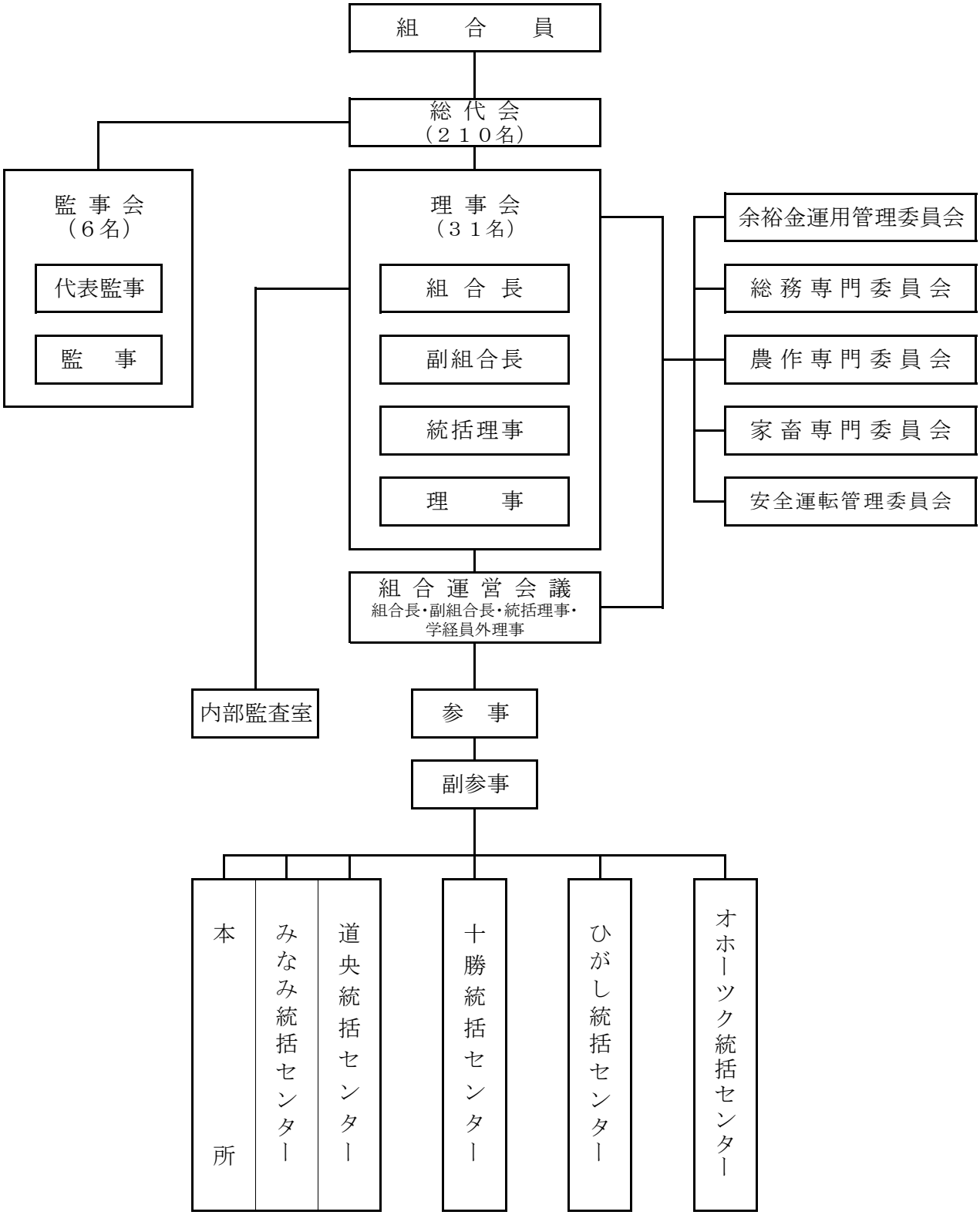

（2）本所　機構図

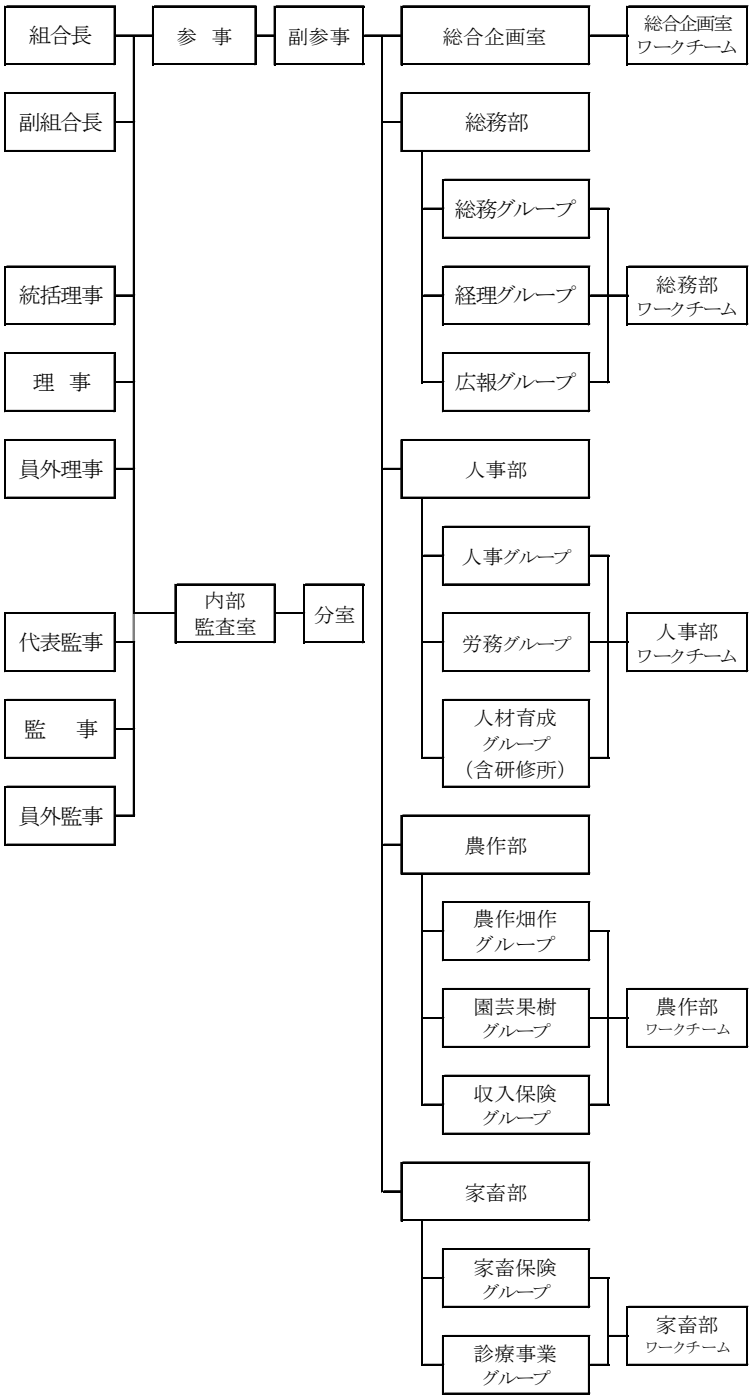

（3）みなみ統括センター　機構図

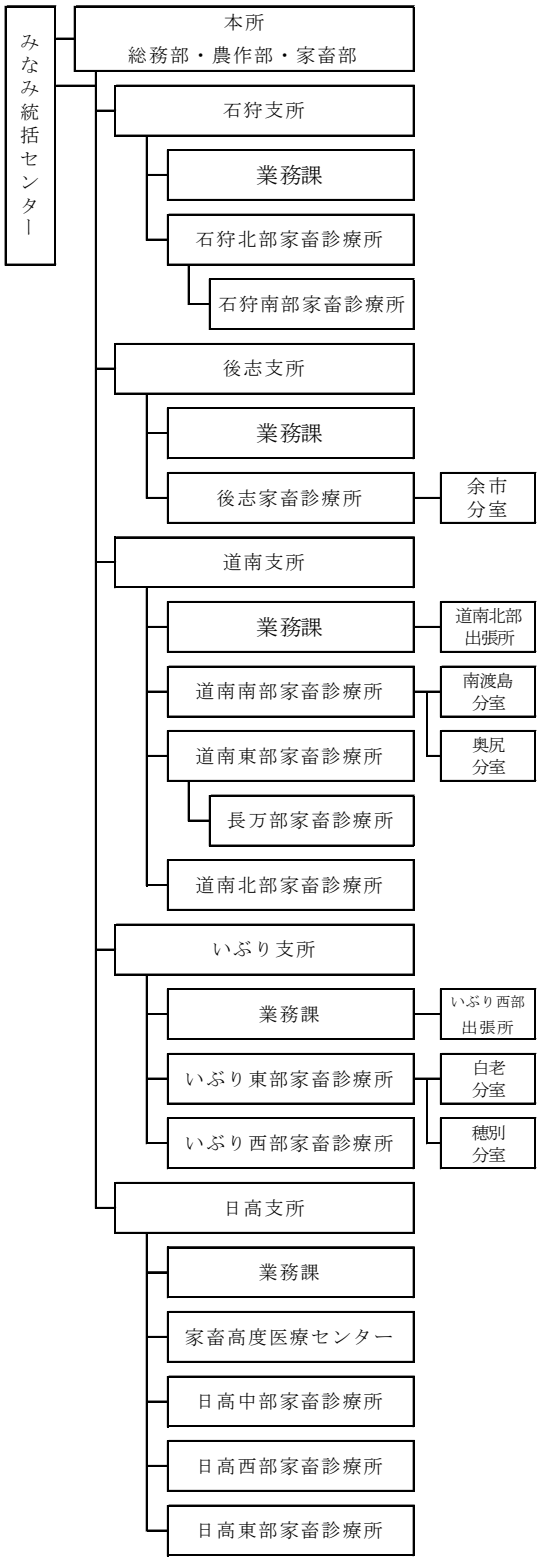

（4）道央統括センター　機構図

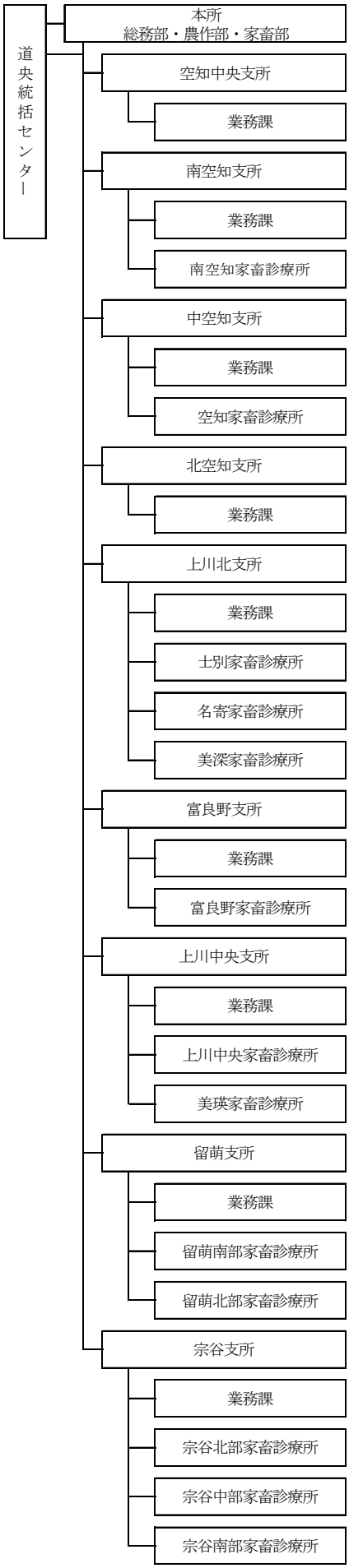

（5）十勝統括センター　機構図

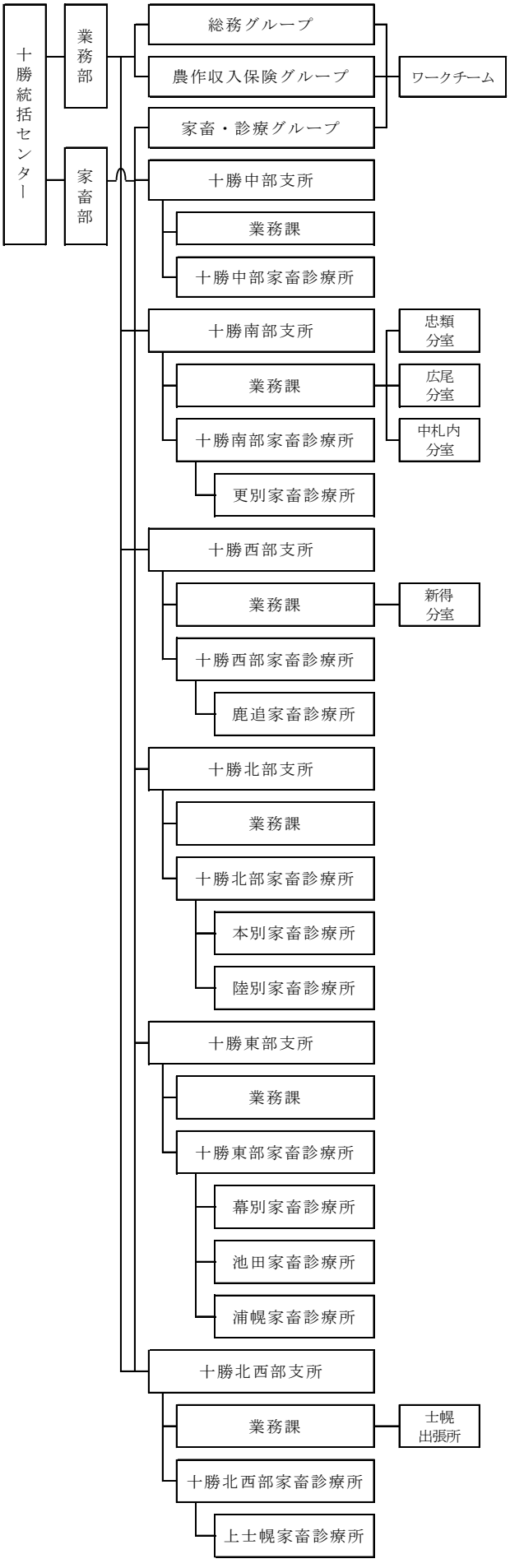

（6）ひがし統括センター　機構図

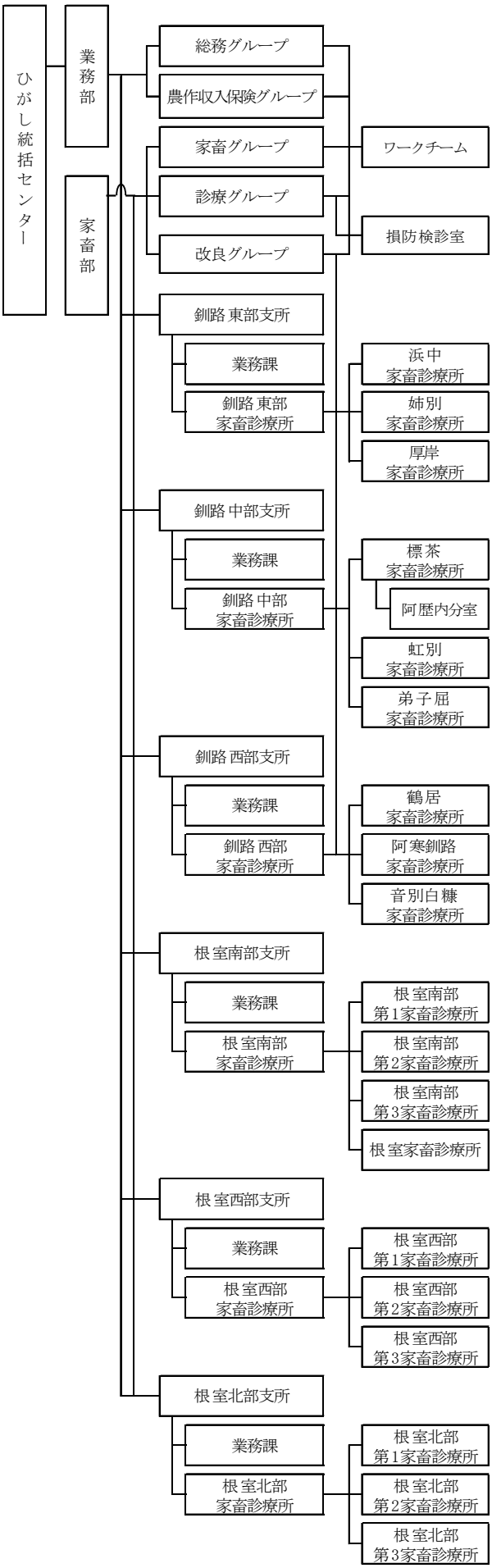
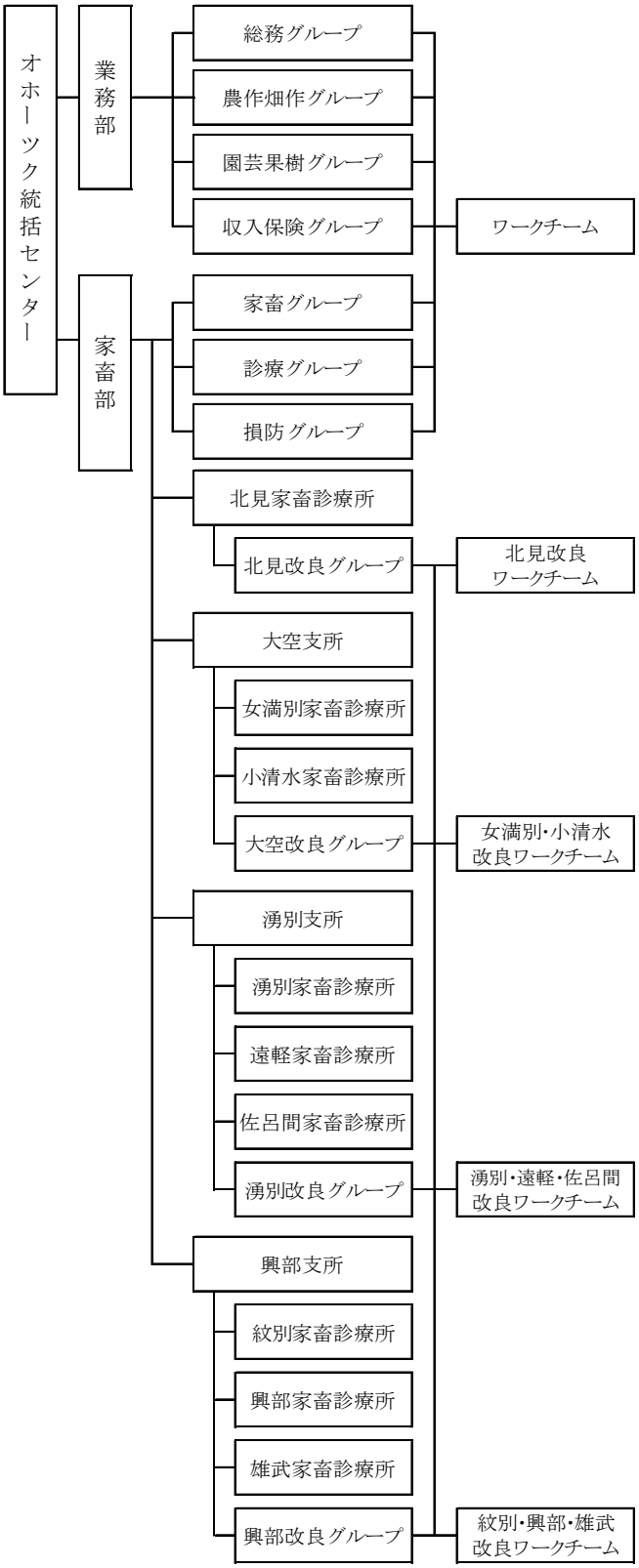
（7）オホーツク統括センター　機構図